

山梨県公報

第千八百号

平成十九年

十月十八日

木曜日

目次

腐蝕病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定の解除	七三三
土地改良区の解散の認可	七三三
土地改良事業計画の適当決定	七三三
道路の区域変更（二件）	七三三
公告	
落札者等の決定について	七二四
指定施設要件変更保安林の所在不分明通知	七二四
教育委員会	
山梨県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則	七二五
その他	
山梨県土地開発公社の一般競争入札について（三件）	七二九
落札者等の決定について	七三三
一般競争入札について	七三三

告示

山梨県告示第三百七十号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定による腐蝕病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定（平成十九年山梨県告示第三百二十四号）は、解除する。

平成十九年十月十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第三百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、平成十九年十月九日桂林土地改良区の解散を認可した。

平成十九年十月十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第三百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、南アルプス市長から協議のあった土地改良事業（八田地区基盤整備促進事業）の施行について当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成十九年十月十八日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

土地改良事業計画書の写し、条例の写し

二 縦覧期間

平成十九年十月十九日から同年十一月十五日まで

三 縦覧場所

南アルプス市役所

四 異議申出期間

平成十九年十一月十六日から同月三十日まで

山梨県告示第三百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成十九年十一月八日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年十月十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四一号
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）

北杜市高根町大字箕輪字海道西一五二〇番の二地先から
北杜市高根町大字箕輪字海道九〇五番の九地先まで

新	旧
一七・二丁 一七・二	一七・二丁 二〇・八
一九・二	一九・二

山梨県告示第三百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成十九年十一月八日まで一般の縦覧に供する。
平成十九年十月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 笛吹市川三郷線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
西八代郡市川三郷町大字高萩字新田八八三番の一地先から 西八代郡市川三郷町大字高萩字新田八二三番の一地先まで	七・五丁 二〇・六	五・四丁 六・六	一三・八	一三・八・五
	新	旧		
西八代郡市川三郷町大字袋字下袋一五九番の一地先から 西八代郡市川三郷町大字袋字下袋一三七番の一地先まで	六・八丁 二四・四	四・五丁 一一・八	一三・八	一九九・二
	新	旧		
西八代郡市川三郷町大字袋字古宿五二番の一地先から 西八代郡市川三郷町大字袋字古宿五一番の一地先まで	六・二丁 一三・四	六・二丁 八・八	一三・四	四九・一
	新	旧		

公 告

● 落札者等の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十九年十月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量
住民基本台帳ネットワークシステム山梨県用サーバ等機器 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県総務部市町村課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した年月日
平成十九年九月十一日
- 四 落札者の氏名及び住所
NECリース株式会社西東京支店 東京都立川市曙町二丁目十七番三号
- 五 落札金額
二百三十一万八千四百円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成十九年七月三十日

● 指定施業要件変更保安林の所在不明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条の規定による保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を南部町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成十九年十月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更保安林の所在場所

登記済みの権利者

備考

南巨摩郡南部町富士南又一八八一五の三	望月 幸男	所有権
--------------------	-------	-----

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いた縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示
平成十九年九月十二日農林水産省告示第千百三十三号

教育委員会

山梨県教育委員会規則第十三号

山梨県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年十月十八日

山梨県教育委員会

委員長 興 石 順 一

山梨県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

山梨県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和五十九年教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

題名中「の引受けの」を「に係る」に改める。

第一条中「山梨県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する信託法」を「公益信託二関スル法律」に、「第六十六条」を「第一条」に改め、「規定する公益信託」の下に「であつて教育委員会の所管に属するもの」を加え、「引受けの」を削る。

第二条から第十四条まで及び第十六条から第十八条までを削り、第十九条を第三十一条とする。

第十五条の見出し中「備付け等」を「備付け」に改め、同条第一項を次のように改める。

第十五条 受託者は、その信託事務を行う事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備えておくなければならない。

- 一 信託行為の内容を示す書類
- 二 委託者又はその相続人、受託者、信託管理人及び運営委員会等の構成員の名簿及び履歴書（これらの者が法人である場合にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した書類並びに定款又は寄附行為）
- 三 許可、申請、届出等に関する書類
- 四 運営委員会等の議事に関する書類
- 五 事業計画書及び収支予算書
- 六 事業状況報告書、収支決算書及び財産目録
- 七 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

第十五条第二項中「の表に掲げる」を「各号の」に改め、同条第四項中「の表上欄の七に掲げる」を「各号の」に改め、同条第五項中「の表に掲げる」を「各号の」に改め、同条を第二十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(業務の監督)

第二十九条 教育委員会は、必要があると認めるときは、法第三条及び第四条第一項の規定により、受託者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に信託事務及び信託財産の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(公益信託の終了の報告等)

第三十条 受託者は、公益信託が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる書類を添付して、書面によりその旨を教育委員会に報告しなければならない。

- 一 信託終了の理由を記載した書類
- 二 信託事務の最終計算書及びこれに附属する書類
- 三 残余財産の処分に関する書類
- 2 清算受託者は、公益信託の清算が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる書類を添付して、書面によりその旨を教育委員会に報告しなければならない。

- 一 公益信託の清算が終了した日の属する信託事務年度の事業報告書及び収支決算書
- 二 公益信託の清算終了時における財産目録

三 残余財産の処分に関する書類
第一条の次に次の二十六条を加える。

(公益信託の許可の申請)

第二条 法第二条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付した申請書を教育委員会に提出しなければならない。

一 信託(信託法(平成十八年法律第百八号)第一条第一項に規定する信託をいう。以下同じ。)の設定趣意書

二 信託行為(信託法第二条第二項に規定する信託行為をいう。以下同じ。)の内容を示す書類

三 信託財産(信託法第三条第三項に規定する信託財産をいう。以下同じ。)に属する財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類並びにその財産の権利及び価格を証する書類

四 委託者(信託法第二条第四項に規定する委託者をいう。以下同じ。)となるべき者の履歴書(委託者となるべき者が法人である場合にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した書類並びに定款又は寄附行為)

五 受託者(信託法第二条第五項に規定する受託者をいう。以下同じ。)となるべき者の履歴書(受託者となるべき者が法人である場合にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した書類並びに定款又は寄附行為)

六 信託管理人を指定する場合にあつては、信託管理人となるべき者の履歴書(信託管理人となるべき者が法人である場合にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した書類並びに定款又は寄附行為)及び就任承諾書

七 運営委員会その他当該公益信託を適正に運営するために必要な機関(以下「運営委員会等」という。)を設置する場合にあつては、その名称及び構成員の数並びに構成員となるべき者の名簿、履歴書及び就任承諾書

八 信託の引受けが行われる日の属する信託事務年度及び次の信託事務年度(信託事務年度の定めがない公益信託にあつては、信託の引受け後二年間)の事業計画書及び収支予算書

九 その他教育委員会が特に必要と認める書類
(財産の移転の報告)

第三条 法第二条第一項の許可を受けた受託者は、遅滞なく前条第三号に掲げる書類に記載された信託財産に属する財産の移転を受け、その移転を終了した後一月以内に、これを証する書類を添付して、書面によりその旨を教育委員会に報告しなければならない。

(事業計画書等の提出)

四 受託者は、前項の事業計画書又は収支予算書を変更したときは、遅滞なく、変更後の事業計画書又は収支予算書を教育委員会に提出しなければならない。

第四条 受託者は、毎信託事務年度(信託事務年度の定めのない公益信託にあつては、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わるものとする。以下同じ。)開始前に、当該信託事務年度の事業計画書及び収支予算書を教育委員会に提出しなければならない。

2 受託者は、前項の事業計画書又は収支予算書を変更したときは、遅滞なく、変更後の事業計画書又は収支予算書を教育委員会に提出しなければならない。

(事業状況報告書の提出)
第五条 受託者は、毎信託事務年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

一 当該信託事務年度の事業状況報告書

二 当該信託事務年度の収支決算書

三 当該信託事務年度末の財産目録

四 信託財産に属する財産の増減の理由を記載した書類
(公告)

第六条 受託者は、前条に規定する書類の提出をしたときは、遅滞なく、法第四条第二項の規定による公告をしなければならない。

(特別の事情が生じた場合の信託の変更に係る書類の提出)
第七条 受託者は、法第五条第一項の特別の事情が生じたとき、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

一 信託の変更を必要とする理由を記載した書類

二 信託の変更案及び新旧対照表

2 受託者は、前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものであるときは、同項各号に掲げる書類のほか、事業計画書及び収支予算書の変更案及び新旧対照表を教育委員会に提出しなければならない。

(信託の変更の許可の申請)
第八条 受託者は、法第六条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付した申請書を教育委員会に提出しなければならない。

一 信託の変更を必要とする理由を記載した書類

二 信託の変更をする根拠となる信託法の規定(同法第百四十九条第四項の別段の定めがあるときは、当該定めの内容を含む。)を記載した書類

三 信託の変更案及び新旧対照表

四 その他教育委員会が特に必要と認める書類

2 受託者は、前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものであるときは、同項各号に掲げる書類のほか、事業計画書及び収支予算書の変更案及び新旧対

照表を教育委員会に提出しなければならない。

(信託の併合の許可の申請)

第九条 受託者は、法第六条の規定により信託の併合の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付した申請書を教育委員会に提出しなければならない。

一 信託の併合を必要とする理由を記載した書類

二 信託の併合をする根拠となる信託法の規定(同法第五十一条第三項の別段の定めがあるときは、当該定めの内容を含む。)を記載した書類

三 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

四 信託法第五十二条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類

2 第二条第三号及び第六号から第九号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第八号中「信託の引受け」とあるのは、「信託の併合」と読み替えるものとする。

(吸収信託分割の許可の申請)

第十条 受託者は、法第六条の規定により吸収信託分割(信託法第十一条に規定する吸収信託分割をいう。以下この条において同じ。)の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付した申請書を教育委員会に提出しなければならない。

一 吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類

二 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第五十五条第三項の別段の定めがあるときは、当該定めの内容を含む。)を記載した書類

三 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

四 信託法第五十六条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類

(新規信託分割の許可の申請)

第十一条 受託者は、法第六条の規定により新規信託分割(信託法第二条第十項に規定する新規信託分割をいう。以下この条において同じ。)の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付した申請書を教育委員会に提出しなければならない。

一 新規信託分割を必要とする理由を記載した書類

二 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第五十九条第三項の別段の定めがあるときは、当該定めの内容を含む。)を記載した書類

三 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

2 第二条第三号及び第六号から第九号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第八号中「信託の引受け」とあるのは、「新規信託分割」と読み替えるものとする。

託者について準用する。この場合において、同条第八号中「信託の引受け」とあるのは、「新規信託分割」と読み替えるものとする。

(受託者の辞任の許可の申請)

第十二条 受託者は、法第七条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付した申請書を教育委員会に提出しなければならない。

一 辞任しようとする理由を記載した書類

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務(信託法第二条第九項に規定する信託財産責任負担債務をいう。第十九条第一項、第二十三条及び第二十六条において同じ。)の状況を記載した書類

三 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

(検査役の選任の請求)

第十三条 委託者又は信託管理人は、信託法第四十六条第一項及び法第八条の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添付した申請書を教育委員会に提出しなければならない。

一 選任を請求しようとする理由を記載した書類

二 検査役の選任に関する意見を記載した書類

(受託者の解任の請求)

第十四条 受託者又は信託管理人は、信託法第五十八条第四項及び法第八条の規定により受託者の解任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添付した申請書を教育委員会に提出しなければならない。

一 解任を請求しようとする理由を記載した書類

二 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

(受託者の任務終了の届出)

第十五条 委託者又は信託管理人は、信託法第五十六条第一項の規定により受託者の任務が終了したときは、遅滞なく、受託者の任務終了の事由を記載した書類を添付して書面によりその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(新たな受託者の選任の請求)

第十六条 利害関係人は、信託法第六十二条第四項及び法第八条の規定により新たな受託者の選任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添付した申請書を教育委員会に提出しなければならない。

一 受託者の任務終了の事由を記載した書類

二 新たな受託者となるべき者に係る第二条第五号に掲げる書類及びその就任承諾書(信託財産管理命令の請求)

第十七条 利害関係人は、信託法第六十三条第一項及び法第八条の規定により信託財産

管理者による管理を命ずる処分（以下この条において「信託財産管理命令」という。）を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添付した申請書を教育委員会に提出しなければならない。

- 一 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- 二 信託財産管理命令を請求しようとする理由を記載した書類
- 三 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

（保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請）

第十八条 信託財産管理者は、信託法第六十六条第四項及び法第八条の規定により同項各号に掲げる行為（次項において「保存行為等」という。）の範囲を超える行為の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付した申請書を教育委員会に提出しなければならない。

- 一 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
- 二 許可を受けようとする理由を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第六十六条第四項及び法第八条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

（信託財産管理者等の辞任の許可の申請）

第十九条 信託財産管理者は、信託法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付した申請書を教育委員会に提出しなければならない。

- 一 辞任しようとする理由を記載した書類
- 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 三 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項第三号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

（信託財産管理者等の解任の請求）

第二十条 委託者又は信託管理人は、信託法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添付した申請書を教育委員会に提出しなければならない。

- 一 解任を請求しようとする理由を記載した書類

二 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。この場合において、前項第二号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

（信託財産法人管理命令の請求）

第二十一条 利害関係人は、信託法第七十四条第二項及び法第八条の規定により信託財産法人管理人による管理を命ずる処分（以下この条において「信託財産法人管理命令」という。）を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添付した申請書を教育委員会に提出しなければならない。

- 一 受託者の死亡の事実を記載した書類
- 二 信託財産法人管理命令を請求しようとする理由を記載した書類
- 三 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

（信託管理人の選任の請求）

第二十二条 利害関係人は、信託法第二百二十三条第四項又は第二百五十八条第六項及び法第八条の規定により信託管理人の選任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添付した申請書を教育委員会に提出しなければならない。

- 一 選任を請求しようとする理由を記載した書類
- 二 信託管理人となるべき者に係る第二条第六号に掲げる書類

（信託管理人の辞任の許可の申請）

第二十三条 信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付した申請書を教育委員会に提出しなければならない。

- 一 辞任しようとする理由を記載した書類
- 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 三 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

（信託管理人の解任の請求）

第二十四条 委託者又は他の信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添付した申請書を教育委員会に提出しなければならない。

- 一 解任を請求しようとする理由を記載した書類

二 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類
(新たな信託管理人の選任の請求)

第二十五条 利害関係人は、信託法第二百二十九条第一項において準用する同法第六十二条第四項及び法第八条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添付した申請書を教育委員会に提出しなければならない。

一 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類

二 新たな信託管理人となるべき者に係る第二条第六号に掲げる書類

(信託の終了の請求)

第二十六条 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第六十五条第一項及び法第八条の規定により信託の終了を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添付した申請書を教育委員会に提出しなければならない。

一 信託の終了を請求しようとする理由を記載した書類

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三 残余財産の処分の見込みに関する書類

(受託者の氏名等の変更の届出)

第二十七条 受託者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その事実を証する書類を添付して、書面によりその旨を教育委員会に届けなければならない。

一 受託者の氏名、住所又は職業(受託者が法人である場合にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名又は主たる業務)

二 信託管理人又は運営委員会等の構成員

三 信託管理人又は運営委員会等の構成員の氏名、住所又は職業(信託管理人が法人である場合にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名又は主たる業務)

2 受託者は、前項第二号に掲げる事項に変更があつた場合において、同項の規定による届出を行うときは、新たに就任する信託管理人又は運営委員会等の構成員に係る第二条第六号又は第七号に掲げる書類を添付しなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

その他

● 山梨県土地開発公社の一般競争入札について

山梨県土地開発公社理事長から、次のとおり公告の依頼があつた。

平成十九年十月十八日

山梨県知事 横内 正 明

山梨県土地開発公社公告第一号

次のとおり一般競争入札(事後審査型)を行う。

平成十九年十月十八日

山梨県土地開発公社理事長 早 川 勲

一 一般競争入札(事後審査型)に付する事項

1 工事名及び工事番号

工事名 市川三郷町大塚地区拠点工業団地造成工事(第2工区)

工事番号 第十九 二号

2 工事場所

西八代郡市川三郷町大塚地内

3 工事概要

市川三郷町大塚地区拠点工業団地の整備として敷地外周に計画する道路のうち2号道路及び4号道路の整備を行う。

4 予定工期

平成十九年十一月から平成二十年四月まで

5 予定価格(税込み)

五千三百三十一万七千九百五十円

二 一般競争入札(事後審査型)の参加者の資格

山梨県における建設工事の競争入札参加資格の認定を既に受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たし、今回、対象工事に係る入札参加資格の確認を受けた者であること。

1 本店所在地が山梨県中北建設事務所管内(峡北支所管内を除く。)又は山梨県峡南建設事務所管内であること。

2 競争入札参加資格の等級が、土木一式A又はBであること。

3 平成九年四月一日以降完成引渡済みの土木一式工事で、請負金額三千万円以上の施工実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が二十パーセント以上の場合のものに限る。

4 契約締結日の一年七月前の日の直後の営業年度終了の日以降に、経営事項審査を受けている者で、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書を提示できる者であること。

5 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当

- しない者であること。
- 建設業法（昭和二十四年法律第百号）に基づき、適正な技術者を配置できる者であること。
- 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- 入札の日以前六月以内に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。
- 入札の日において不渡りによる取引停止処分を受けてから二年を経過しない者でないこと。
- 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づき指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- 入札手続等
- 契約条項、設計図書等の配布
- この公告の日から平成十九年十月三十一日までの間に、山梨県土地開発公社のホームページからダウンロードすること。
- 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格資料の提出方法
- 平成十九年十月二十五日から十月三十一日までの山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）第一条に規定する県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時までに山梨県土地開発公社（甲府市丸の内一丁目十番五号）に持参すること。
- 入札及び開札の日時及び場所
- 平成十九年十一月二十一日（水）午後一時三十分 山梨県社会福祉会館（甲府市丸の内一丁目十番五号）三階会議室
- 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において二に掲げるいずれかの条件を満たさなくなった者の行った入札は、無効とする。

四 その他

- 1 最低制限価格 有る。
- 2 入札保証金 納付を要する。ただし、山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）第百八条の二の規定に該当する者は、入札保証金を免除する。
- 3 契約保証金 納付を要する。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- 4 契約書作成の要否 要（山梨県建設工事請負契約約款を用いる。）
- 5 談合の禁止及び談合に対する契約解除、違約金規定 入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- 6 その他 詳細は、入札説明書による。

山梨県土地開発公社公告第二号

次のとおり一般競争入札（事後審査型）を行う。
平成十九年十月十八日

山梨県土地開発公社理事長 早川 勲

- 一 一般競争入札（事後審査型）に付する事項
- 1 工事名及び工事番号 工事名 市川三郷町大塚地区拠点工業団地造成工事（第1工区）
工事番号 第十九 三号
- 2 工事場所 西八代郡市川三郷町大塚地内

3 工事概要

市川三郷町大塚地区拠点工業団地の整備として敷地外周に計画する道路のうち1号道路及び3号道路の整備を行う。

4 予定工期

平成十九年十一月から平成二十年四月まで

5 予定価格(税込み)

四千八百二十三万七千円

二 一般競争入札(事後審査型)の参加者の資格

山梨県における建設工事の競争入札参加資格の認定を既に受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たし、今回、対象工事に係る入札参加資格の確認を受けた者であること。

1 本店所在地が山梨県中北建設事務所管内(峡北支所管内を除く。)又は山梨県峡南建設事務所管内であること。

2 競争入札参加資格の等級が、土木一式Bであること。

3 平成九年四月一日以降完成引渡済みの土木一式工事で、請負金額二千万円以上の施工実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が二十パーセント以上の場合のものに限る。

4 契約締結日の一年七月前の日の直後の営業年度終了の日以降に、経営事項審査を受けている者で、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書を提示できる者であること。

5 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

6 建設業法(昭和二十四年法律第百号)に基づき、適正な技術者を配置できる者であること。

7 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

8 入札の日以前六月以内に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。

9 入札の日において不渡りによる取引停止処分を受けてから二年を経過しない者でないこと。

10 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く)でないこと。

11 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から、山梨県建設工事請負契約に係

る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

12 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

三 入札手続等

1 契約条項、設計図書等の配布

この公告の日から平成十九年十月三十一日までの間に、山梨県土地開発公社のホームページからダウンロードすること。

2 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格資料の提出方法

平成十九年十月二十五日から十月三十一日までの山梨県の休日を除く(平成元年山梨県条例第六号)第一条に規定する県の休日を除く)毎日、午前九時から午後五時までに山梨県土地開発公社(甲府市丸の内一丁目十番五号)に持参すること。

3 入札及び開札の日時及び場所

平成十九年十一月二十一日(水)午後二時〇〇分 山梨県社会福祉会館(甲府市丸の内一丁目十番五号)三階会議室

4 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において二に掲げるいずれかの条件を満たさなくなった者の行った入札は、無効とする。

四 その他

1 最低制限価格

有る。

2 入札保証金

納付を要する。ただし、山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)第百八条の二の規定に該当する者は、入札保証金を免除する。

3 契約保証金

納付を要する。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券

による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

4 契約書作成の要否

要（山梨県建設工事請負契約約款を用いる。）

5 談合の禁止及び談合に対する契約解除、違約金規定

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

6 その他

詳細は、入札説明書による。

山梨県土地開発公社公告第三号

次のとおり一般競争入札（事後審査型）を行う。

平成十九年十月十八日

山梨県土地開発公社理事長 早川 勲

一 一般競争入札（事後審査型）に付する事項

1 工事名及び工事番号

工事名 市川三郷町大塚地区拠点工業団地整地工事
工事番号 第十九 四号

2 工事場所

西八代郡市川三郷町大塚地内

3 工事概要

市川三郷町大塚地区拠点工業団地の整備として、計画敷地内の整地を行う。

4 予定工期

平成十九年十一月から平成二十年三月まで

5 予定価格（税込み）

二千五百四十三万二千五百円

二 一般競争入札（事後審査型）の参加者の資格

山梨県における建設工事の競争入札参加資格の認定を既に受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たし、今回、対象工事に係る入札参加資格の確認を受けた者であること。

1 本店所在地が山梨県中北建設事務所管内（峡北支所管内を除く。）又は山梨県峡南建設事務所管内であること。

2 競争入札参加資格の等級が、土木一式Cであること。

3 平成九年四月一日以降完成引渡済みの土木一式工事で、請負金額一千万円以上の施工実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が二十パーセント以上の場合のものに限る。

4 契約締結日の一年七月前の日の直後の営業年度終了の日以降に、経営事項審査を受けている者で、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書を提示できる者であること。

5 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

6 建設業法（昭和二十四年法律第百号）に基づき、適正な技術者を配置できる者であること。

7 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

8 入札の日以前六月以内に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。

9 入札の日において不渡りによる取引停止処分を受けてから二年を経過しない者でないこと。

10 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

11 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

12 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

三 入札手続等

1 契約条項、設計図書等の配布

この公告の日から平成十九年十月三十一日までの間に、山梨県土地開発公社のホームページからダウンロードすること。

2 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格資料の提出方法
平成十九年十月二十五日から十月三十一日までの山梨県の休日を含め、平成十九年山梨県条例第六号（第一条に規定する県の休日を除く）毎日、午前九時から午後五時までに山梨県土地開発公社（甲府市丸の内一丁目十番五号）に持参すること。

3 入札及び開札の日時及び場所
平成十九年十一月二十一日（水）午後二時三十分 山梨県社会福祉会館（甲府市丸の内一丁目十番五号）三階会議室

丸の内一丁目十番五号）三階会議室

4 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において二に掲げるいずれかの条件を満たさなくなった者の行った入札は、無効とする。

四 その他

1 最低制限価格
有る。

2 入札保証金

納付を要する。ただし、山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）第百八条の二の規定に該当する者は、入札保証金を免除する。

3 契約保証金

納付を要する。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

4 契約書作成の要否

要（山梨県建設工事請負契約約款を用いる。）

5 談合の禁止及び談合に対する契約解除、違約金規定

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

6 その他

詳細は、入札説明書による。

● 落札者等の決定について

次のとおり契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

る。

平成十九年十月十八日

山梨県立中央病院管理局長 若 月 茂 樹

一 調達物品等の名称及び数量

新病院情報システム用機器等導入 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県立中央病院管理局経営企画課 山梨県甲府市富士見二丁目一番一号

三 契約の相手方を決定した日

平成十九年九月十二日

四 契約の相手方の氏名及び住所

都築電気株式会社甲府営業所 山梨県甲府市丸の内三丁目二十七番十号

五 契約金額

三億七千二百二十五万五千円

六 契約の相手方を決定した手続き

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第八号の規定による。

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十九年十月十八日

山梨県立中央病院管理局長 若 月 茂 樹

一 一般競争入札に付する事項

1 調達物品等の名称及び数量

乳房用X線診断装置の導入及び保守業務委託 一式

2 調達物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 履行期限

機器の導入 契約の日から平成十九年十二月三十一日（月）まで

関連機器等の保守業務 平成二十年一月一日（火）から平成二十五年十二月三十一日（火）まで

4 納入場所

山梨県立中央病院 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号
二 一般競争入札の参加資格

- 1 平成十九年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十九年山梨県告示第四百十六号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- 2 この公告に示す物品等を確実に納入できる者であること。
- 3 納入する物品等に係るアフターサービスを山梨県立中央病院管理局長の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇 八五〇六 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号 山梨県立中央病院管理局総務課調度担当 電話〇五五 二五三 七一一 内線二〇三六
- 2 入札説明書及び仕様書等の交付方法
この公告の日から平成十九年十月二十五日（木）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで三の1の交付場所において交付する。
- 3 入札説明会の日時及び場所
平成十九年十月二十五日（木）午前十一時 山梨県立中央病院会議室一
- 4 入札参加資格確認申請書の提出方法
三の3に定める入札説明会の日から平成十九年十一月八日（木）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで三の1の場所に持参すること。
- 5 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査結果は、平成十九年十一月十四日（水）までに書面により通知する。
- 6 入札及び開札の日時及び場所
平成十九年十一月二十七日（火）午前十一時 山梨県立中央病院会議室二
- 7 郵送による入札書の受領期限
平成十九年十一月二十六日（月）午後四時までに、三の1に定める場所に必着とする。

8 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

10 落札者の決定方法

この公告に示した物品等を納入できると山梨県立中央病院管理局長が認めたと入札者であって、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 2 入札保証金
免除
 - 3 契約保証金
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 4 契約書作成の要否
要
 - 5 長期継続契約
この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。
 - 5 その他
詳細は、入札説明書による。
- Summary
1 Nature and Quantity of the products to be procured.

Introduction and Maintenance of Digital Mammography X-ray System

1 Set

2 Date and Time for tender

11:00AM November 27, 2007

3 Bureau in charge

Procurement Section, General Affairs Division, Administrative Bureau,

Yamanashi Prefectural Central Hospital 1-1 Fujimi 1-chome Kofu-shi

Yamanashi-ken 400-8506 Japan TEL 055-253-7111 ext. 2036

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番